附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下この条において「旧産競法」という。）第二十六条第一項の認定を受けている同項に規定する特定事業再編計画に従って行われる特定事業再編のための措置に必要な資金及び同法第百二十一条第一項の認定を受けている同項に規定する中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金については、この告示による改正後の平成十年六月十七日大蔵省農林水産省告示第三十二号（次項において「新告示」という。）第一条第一号ニ(3)ロの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この告示の施行後に改正法附則第五条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた旧産業競争力強化法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画に従って行われる特定事業再編のための措置に必要な資金及び改正法附則第十一条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた旧産業競争力強化法第百二十一条第一項に規定する中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金については、新告示第一条第一号ニ(3)ロの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○財務省
経済産業省告示第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
一　事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項 主務大臣が法第二十三条第五項の規定により認定を行うに当たっては、事業再編計画の実施期間（三年（当該事業再編計画に認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあっては、五年）を超えないものとする。）の終了時において、法第二条第十一項第一号に掲げる措置及び同項第二号に掲げるものを行うことにより事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。 イ・ロ　［略］ 二　事業再編の実施方法に関する事項 イ　［略］ ロ　事業再編の認定要件に関する事項 (1)　事業再編計画の円滑かつ確実な実施 法第二十三条第五項第二号の事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該事業再編の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないことをいうものとする。 (2)　過剰供給構造の解消 法第二十三条第五項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が(3)の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。	一　事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項 主務大臣が法第二十四条第五項の規定により認定を行うに当たっては、事業再編計画の実施期間（三年を超えないものとする。）の終了時において、事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。 イ・ロ　［略］ 二　事業再編の実施方法に関する事項 イ　［略］ ロ　事業再編の認定要件に関する事項 (1)　事業再編計画の円滑かつ確実な実施 法第二十四条第五項第二号の事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、当該事業再編の内容が同条第一項の認定に係る当該事業者の技術力、販売力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないことをいうものとする。 (2)　過剰供給構造の解消 法第二十四条第五項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が(3)の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該事業再編計画の実施により供給能力が減少するものであることをいうものとする。